

雇用対策法施行規則の一部を
改正する省令の一部を改正する
省令案要綱

厚生労働省発職 0906 第1号

令和元年9月6日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 根本 匠



別紙「雇用対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 国と地方公共団体との連携に関して、厚生労働大臣は、当分の間、毎年度、都道府県労働局長が関係都道府県知事の意見を聴いて定める雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとしているが、全ての都道府県労働局長が、雇用施策実施方針を定めないこととする場合には、この限りでないものとする
こと。

第二 この省令は、公布の日から施行することとする。